



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

号外第7号 令和5年3月16日発行

目次

※は県例規集登載

【告示】

番 号	表 題	担当課名
80※	徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の規定に基づき薬物を指定する件	薬務課

徳島県告示第八十号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和五年三月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

1 化学名 N―（四―フルオロフェニル）―N―「二―フェニルエチル」ピペリジン―四―イル」フラン―二―カルボキシアミド（通称 para-Fluorofuranylfentanyl、四F―furanylfentanyl、四F―Fuf）及びその塩類

2 化学名 N―エチル―N―メチルトリプタミン（通称 MET）及びその塩類

3 化学名 （八R）―N、N―ジエチル―六―メチル―一―ペンタノイル―九、十一ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称 一V―LSD）及びその塩類

4 化学名 一―「二―（三―メチルフェニル）シクロヘキシル」ピロリジン（通称 三―Me―PCPY、三―methyl―PCPY、三―Me―rolicyclidine、三―methyl―rolicyclidine）及びその塩類

二 指定の理由

一に掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和五年三月十七日